

電波法施行規則の一部改正案（指定無線設備の見直し案）への提出意見  
及びこれに対する総務省の考え方について

提出者	提出意見	意見に対する考え方
株式会社NTT ドコモ	<p>違法に設置された携帯電話中継装置による携帯電話への電波障害は、過去から現在に至るまで継続的に発生している状況であり、それらの設置が完全に収束している状況にはありません。現在、携帯電話は広く普及しており、社会インフラとしての重要性はさらに高まってきていることから、このような電波障害の解消は、対処されるべき重要な問題であると認識しております。</p> <p>今回、携帯電話中継装置が指定無線設備に追加されることにより、違法な携帯電話中継装置の設置が抑止され、携帯電話への電波障害の解消に効果が見込めることから、本省令改正については適当であると考えます。</p>	改正案に対する賛成意見として承ります。